

森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）に基づき、〇〇の森を守る会活動組織と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第1条 この協定は、地域の森林・山村の多面的機能の発揮のための活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

(協定期間)

第2条 地域共同による活動の協定期間は、協定締結の日からR14年3月31日までとする。

(協定の対象となる森林)

第3条 協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地 北海道〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

面積 〇〇.〇ha

計画図 別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の6に定めるとおりとする。

活動期間（3年間）+活動完了から5年間は、国要領で、「転用による対象森林面積の減少」に該当する場合は、当該対象森林部分に相当する交付金を遡って返還することもありますので、協定書を結ぶ際は、森林所有者に説明のうえ8年以上の期間締結するのが望ましい。

(森林経営計画の確認等)

第4条 森林所有者は協定締結後に協定の対象となる森林において、森林経営計画を策定しようとする場合又は事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合は、交付金の返還が生じる場合があるので〇〇活動組織と事前に協議するものとする。

2 協定の対象となる森林において活動計画の期間中に森林経営計画が策定された場合にあっても、前項後段の立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合の事前協議に関する規定及び第6条の規定は有効とする。

(活動計画)

第5条 活動組織が行う活動は、別紙3様式第11号の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の6に定めるとおりとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、活動組織と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年10月1日

〇〇の森を守る会活動組織

住所 北海道〇〇町〇〇〇〇 〇〇一〇
代表 〇〇 〇〇 印

活動組織の代表が所有者と同一の場合、代表と所有者が同一名で協定を締結。

住所 北海道〇〇町〇〇〇〇 〇〇一〇
〇〇 〇〇 印

住所 北海道〇〇町〇〇〇〇 〇〇一〇
〇〇 〇〇 印

住所 北海道〇〇町〇〇〇〇 〇〇一〇
〇〇 〇〇 印

所有者が3名(複数)の場合は、3名と協定を締結。